

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月25日
【会社名】	株式会社エイチワン
【英訳名】	H-ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金田 敦
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5
【電話番号】	(048)643 - 0010（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 宣義
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5
【電話番号】	(048)643 - 0010（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 宣義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 479,522,200円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	520,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年11月25日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成25年11月25日(月)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式2,122,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,358,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下「一般募集」という)を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、520,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成25年12月19日(木)を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成25年12月19日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成25年12月3日(火)から平成25年12月6日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	520,000株	479,522,200	239,761,100
一般募集			
計(総発行株式)	520,000株	479,522,200	239,761,100

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してS M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C日興証券株式会社
割当株数		520,000株
払込金額		479,522,200円
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
	代表者の役職氏名	取締役社長 久保 哲也
	資本の額	100億円
	事業の内容	金融商品取引業等
	大株主	株式会社三井住友銀行 100%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成25年10月31日現在)
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年10月31日現在)
	取引関係	一般募集の主幹事会社
	人的関係	
当該株券の保有に関する事項		

2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3 発行価額の総額は、払込金額の総額であります。

- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 5 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成25年12月24日(火)	該当事項はありません	平成25年12月25日(水)

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、発行価格等決定日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式をS M B C日興証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
  - 3 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。
  - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エイチワン 本社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 さいたま営業部	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町一丁目1番

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
479,522,200	3,470,000	476,052,200

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われな  
い場合、上記金額は変更されることとなります。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普  
通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

**(2)【手取金の使途】**

上記差引手取概算額上限476,052,200円（本第三者割当増資における申込みがすべて行われた場合の見込額）につ  
いては、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額3,189,445,800円と合わせ  
て、手取概算額合計上限3,665,498,000円について、750,000,000円を平成26年3月末までに取引先金融機関からの  
借入金（インドネシアの合併会社であるエイチワン・コウギ・プリマ・オートテクノロジーズ・インドネシアへの  
投融資を平成25年10月に実施した際の借入金）の返済に充当し、1,500,000,000円を平成27年9月末までにインドに  
おける当社子会社への投融資資金に充当し、残額が生じた場合は平成26年3月末までに取引先金融機関からの借入  
金の返済に充当する予定であります。

残額が生じた場合に充当する予定の借入金の資金使途には、メキシコの合併会社であるジーワン・オート・パー  
ツ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイの設立及び設備投資の為の出資として既に支払い済みの資金（平  
成24年3月に826百万円、平成24年11月に398百万円の合計1,224百万円）が含まれております。

主力得意先の本田技研工業株式会社は、今後も世界における販売台数の拡大を目標に掲げており、今後当社にお  
いても海外を中心に新規事業案件又は設備投資案件の検討機会が増加することが想定されます。また、当社で実行  
している2020年ビジョンにおいて、主力得意先への追従のみならず他販拡大による成長を志向しており、今回の資  
金調達を通じて、将来の更なる成長に向けた投資余力の拡大を企図しております。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりでありま  
す。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第7期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は本有価証券届出書提出日（平成25年11月25日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

#### (1) 提出会社

事業所名	所在地	セグメント の 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
亀山製作所	三重県 亀山市	日本	生産関連設備	3,350	1,796	自己資金及 び借入金	平成25 年2月	平成27 年1月	(注)2
前橋製作所	群馬県 前橋市	日本	生産関連設備	3,561	2,162	自己資金及 び借入金	平成25 年3月	平成27 年1月	(注)2
郡山製作所	福島県 郡山市	日本	生産関連設備	3,463	2,233	自己資金及 び借入金	平成24 年9月	平成27 年3月	(注)2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 新規受注対応、能力拡大及び合理化等のための設備投資計画であるため、完成後の能力増加が若干見込まれます。

## (2) 在外子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ケー・ティ・エイチ・パーツ・インダストリーズ・インコーポレーテッド	アメリカ オハイオ州	欧州・北米	生産関連設備	2,664	1,858	自己資金及び借入金	平成24年 9月	平成27年 9月	(注) 2
カライダ・マニユファクチャリング・インコーポレーテッド	アメリカ オハイオ州	欧州・北米	生産関連設備	3,757	1,636	自己資金及び借入金	平成25年 3月	平成28年 3月	(注) 2
ケー・ティ・エイチ・リーズ・バーク・プロダクツ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー	アメリカ アラバマ州	欧州・北米	生産関連設備	2,316	1,902	自己資金及び借入金	平成24年 5月	平成27年 9月	(注) 2
ケー・ティ・エイチ・シェルバン・マニユファクチャリング・インコーポレーテッド	カナダ オンタリオ州	欧州・北米	生産関連設備	885	171	自己資金及び借入金	平成25年 3月	平成27年 9月	(注) 2
広州愛機汽車配件有限公司	中国 広東省	中国	生産関連設備	4,818	2,093	自己資金及び借入金	平成24年 8月	平成27年 5月	(注) 2
清遠愛機汽車配件有限公司	中国 広東省	中国	生産関連設備	173	15	自己資金及び借入金	平成24年 12月	平成27年 3月	(注) 2
武漢愛機汽車配件有限公司	中国 湖北省	中国	生産関連設備	5,276	263	自己資金及び借入金	平成24年 10月	平成27年 7月	(注) 2
エイチワン・パーツ(タイランド)カンパニー・リミテッド	タイ アユタヤ県	アジア・大洋州	生産関連設備	5,168	2,461	自己資金及び借入金	平成24年 12月	平成27年 6月	(注) 2
エイチワン・パーツ・シラチャ・カンパニー・リミテッド	タイ チョンブリ県	アジア・大洋州	生産関連設備	1,446	406	自己資金及び借入金	平成25年 3月	平成27年 6月	(注) 2
エイチワン・インディア・プライベート・リミテッド	インド ウッタルプラディッシュ州	アジア・大洋州	生産関連設備	2,872	120	自己資金及び借入金 (注) 3	平成25年 3月	平成27年 9月	(注) 2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 新規受注対応、能力拡大及び合理化等のための設備の投資計画であるため、完成後の能力増加が若干見込まれます。

3 当社が今回の増資資金及び自己株式の処分資金により投融資を行います。



## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期事業年度)の提出日(平成25年6月25日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月25日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額243,921,000円

効力発生日

平成25年6月26日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

配当準備積立金 200,000,000円

別途積立金 1,200,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,400,000,000円

#### 第2号議案 取締役13名選任の件

金田敦、新井智則、白幡明夫、小林昭久、加賀谷隆、小井土隆一、萩原茂、遠藤栄太郎、築地満典、伊藤宣義、矢田浩、太田清文及び安齋岳を取締役に選任するものであります。

#### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

村上大樹を補欠監査役に選任するものであります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する上田桂次、前田寛に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに  
当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	185,795	1,906	-	(注)1	可決 99.0
第2号議案 取締役13名選任の件					
金田 敦	181,403	6,142	-		可決 96.7
新井 智 則	185,570	1,975	-		可決 98.9
白幡 明 夫	185,572	1,973	-		可決 98.9
小林 昭 久	185,565	1,980	-		可決 98.9
加賀 谷 隆	185,572	1,973	-		可決 98.9
小井 土 隆 一	185,572	1,973	-	(注)2	可決 98.9
萩原 茂	185,565	1,980	-		可決 98.9
遠藤 栄 太 郎	185,572	1,973	-		可決 98.9
築地 満 典	185,572	1,973	-		可決 98.9
伊藤 宣 義	185,572	1,973	-		可決 98.9
矢田 浩	185,572	1,973	-		可決 98.9
太田 清 文	185,569	1,976	-		可決 98.9
安齋 岳	185,572	1,973	-		可決 98.9
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
村上 大 樹	185,961	1,740	-		可決 99.1
第4号議案 退任取締役に対し退職慰 労金贈呈の件	181,065	6,636	-	(注)1	可決 96.5

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期事業年度)の提出日(平成25年6月25日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月25日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成25年11月7日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	PT.H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA
住所	インドネシア共和国 西ジャワ州 カラワン県
代表者の氏名	山崎正昭
資本金の額	1,500億インドネシアルピア
事業の内容	自動車用金型鋳物、自動車用プレス金型の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前	個
異動後	75,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前	%
異動後	50 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、将来に向けて自動車産業の拡大が見込まれるインドネシアにおいて、鋳物素材から金型製作まで一貫した事業を行うために、虹技株式会社とPT.RODA PRIMA LANCARの3社合弁でPT.H-ONEKOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIAを設立いたしました。

PT.H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIAの資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになりました。

異動の年月日 平成25年10月21日

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月25日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年11月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第8期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月25日

株式会社 エイチワン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太	田	莊	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	耕	田	一	英

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチワンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチワン及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)に記載されているとおり、会社及び在外連結子会社の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法を、当連結会計年度より変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイチワンの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社エイチワンが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月25日

株式会社 エイチワン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太 田 荘 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 耕 田 一 英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチワンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチワンの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な会計方針4に記載されているとおり、会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法を、当事業年度より変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

株式会社エイチワン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太 田 莊 一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 耕 田 一 英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチワンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイチワン及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。